

流山市グリーンチェーン認定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、良好な景観の形成を図り、ヒートアイランド現象の抑制及び地球温暖化の防止に寄与するために、流山市グリーンチェーン認定に関する必要事項を定めることにより、個々の開発事業における緑の価値づくりを支援し、その取り組みを連鎖させることで、まちの緑が周辺の森の緑とつながりあう豊かな環境を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) グリーンチェーン認定 第3条に定める認定の対象のうち、緑化及び環境に配慮しているものについて、認定を行うこと（以下「認定」という）をいう。
- (2) 申請者 事業主で前号の規定に基づき認定を受けようとする者をいう。
- (3) 開発事業 流山市開発事業の許可基準等に関する条例（以下「条例」という。）第2条第9号に規定する開発行為、建築行為及び指定工作物の建設をいう。

(認定の対象)

第3条 認定の対象は、市内で行われる開発事業区域及び市内の建築物が含まれる敷地とする。

(認定建物の種類)

第4条 認定建物の種類は、次のとおりとする。

- (1) 戸建住宅
- (2) 戸建街区
- (3) 集合住宅
- (4) 商業・業務
- (5) その他の施設

(認定の申請)

第5条 申請者は、次に掲げる事項を記載した認定申請書（第1

号様式) を市長に提出するものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 開発事業の概要
- (3) 計画の内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 緑化計画書
- (4) 建築物平面図
- (5) 住宅の断熱性能を証する書類（認定レベルによる）
- (6) 省エネ型設備機器の性能を証する書類（認定レベルによる）
- (7) 住戸内の通風の状況が確認できる資料（認定レベルによる）
- (8) その他市長が必要と認めるもの
(認定の適合通知)

第6条 市長は、前条の規定により申請者より認定申請書が提出された場合には、別に定める流山市グリーンチェーン認定（以下「認定基準」という。）に基づきその内容を審査し、計画段階において適合とみなした場合には、適合通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(意見照会)

第7条 市長は、前条に基づく適合通知及び第12条に基づく認定を行う場合には、関係各課の意見照会を行うこととする。

2 照会した意見は、意見集約書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(協議の結果報告)

第8条 申請者は、関係各課との協議を行い、その結果を協議結果報告書（第4号様式）により報告しなければならない。ただし、条例に係る事前協議を行っている場合には、その報告書の写しの提出をもって、関係各課と協議済みとすることができます。
(認定適合の表示)

第9条 適合通知を受けた者は、広告等にその旨を表示することができる。

2 表示の方法については、別表第1に定める。

(申請の変更・取り下げ)

第10条 申請者は、前条の規定により適合通知書の受理後、申請内容に変更が生じたときには、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第1項の規定は、第1項の規定による届け出について準用する。ただし、軽微な変更である場合については、この限りではない。

3 第5条第1項第1号のみに変更が生じたときは、申請変更届（第5号様式）の提出により、届け出ることとする。

4 申請者は、申請の取り下げをする場合には、申請取下げ申請書（第6号様式）を提出するものとする。

(完了検査願の届け出)

第11条 申請者は、当該グリーンチェーン認定申請物件に係る事業が完了した時には、速やかに完了検査願（第7号様式）を提出しなければならない。

(完了検査)

第12条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、完了検査を行うものとする。

(認定及び認定書の交付)

第13条 市長は、前条の規定により、検査を実施し、申請内容のとおり事業が完了している場合には、速やかに認定書（第8号様式）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、認定を行った時は、これを公表するものとする。ただし、個人名については公表しない。

(認定の表示)

第14条 認定を受けた者は、広告等にその旨を表示することができる。

2 表示の方法については、別表第1に定める。

(認定の努力義務期間)

第15条 認定を受けた建物の所有者等は、当該認定の日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までを努力義務期間として、当該建物について良好な状態を継続し、良好な環境維持に努めなければならない。

2 努力義務期間終了後においても、引き続き良好な状態を継続し、良好な環境維持に努めることとする。

(認定の取り消し)

第16条 市長は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は認定を取り消すことができる。なお、認定を取り消された場合には、速やかに適合通知書、認定証、認定シール、その他認定を証する書類を市長に返却すること。

(1) 認定取り消しの申請があった場合

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段によって認定を受けたことが判明した場合

(3) 当該申請地の状況が認定申請の内容と著しく異なる場合

2 申請者は、認定を取り消す時には、認定取消申請書（第9号様式）を提出するものとする。

3 市長は、認定を取り消したときには、認定を受けた者に対し、理由を付して認定取消通知書（第10号様式）により通知するとともに、これを公表するものとする。

(みどりの管理協定)

第17条 市長は、認定基準に定める第4条第1項第1号の戸建て住宅の街区認定基準により認定を受けた申請者に対し、永続的な緑陰形成を確保するため、次の各号の内容を盛り込んだみどりの管理協定を締結するよう指導するものとする。

(1) 区域内の土地・建物所有者及び、建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃貸借権を有する者（以下「土地所有者等」という）全員の合意により、この協定を運営するための組織体（管理組合や運営員会等）を設置すること。

(2) 組織体によって、緑の管理を定期的に行うこと。

(3) 区域内の土地所有者等が変わった場合においても、緑の管理協定が引き継がれること。

(4) 10年間の維持管理義務が生じること。

(報告書及び追跡調査)

第18条 市長は、認定に関し必要があると認められるときは、申請者又は認定を受けた者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、これらの者の承認を得て実地調査を行うことができる。
2 調査に当たって、認定を受けた者は、所有者の協力が得られるよう努めることとする。

(雑則)

第19条 市長は、この要綱に定めるもののほか、認定業務に必要な事項について別に定めるものとする。

附 則 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(別表第1)

	適合通知後	認定後
認定マークの利用	△（注2）	○
文言の内容	この物件は、計画段階において流山市グリーンチェーン認定基準を満たしています。	この物件は、流山市グリーンチェーン認定物件です。

(注1) 文言の内容については、意味が変わらなければ、上記の表現でなくてもよい。

(注2) 適合通知の段階で、広告等に認定マークを表示する場合には、必ず文言も併せて表示すること。

(第1号様式 第5条、第10条関係)

流山市グリーンチェーン認定（変更）申請書

年　月　日

（あて先）流山市長

[事業者]	[担当者]
住所	氏名
氏名	㊞
電話	電話

流山市グリーンチェーン認定（変更）を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

なお、認定の取得に際しては今後10年間の維持管理に努めます。

■ 申請対象

事業の概要	事業地			
	申請区分	事業内容		
	認定希望レベル			
	アドバンス要件	マウンド植栽	駐車場緑化	太陽光発電

■ 添付書類

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 緑化に関する計画表（計画 | <input type="checkbox"/> 緑化に関する計画表（樹木一覧） |
| <input type="checkbox"/> 案内図 | <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 |
| <input type="checkbox"/> 緑化計画平面図（樹木等の平面配置図） | <input type="checkbox"/> 緑視図 |
| <input type="checkbox"/> 緑化面積求積図 | <input type="checkbox"/> 緑化計画断面図 |
| <input type="checkbox"/> 住宅系のレベル2以上：省エネ型設備機器資料 | <input type="checkbox"/> レベル3以上：住宅断熱性能資料 |
| <input type="checkbox"/> レベル3以上：住戸内通風資料 | |

緑化に関する計画表

■ 事業の概要

事業の概要	事業面積	敷地面積	建築面積	法定建ぺい率	接道距離	戸建住宅・戸建街区・集合住宅
						省エネ型設備機器 住戸断熱性能

■ 接道緑化基準・緑化面積基準

接道緑化	接道緑化率			接道緑化基準平均高さ		
	接道部高木本数	×	÷ 8	=		
	接道部樹木植栽帯距離	×		=		
	緑化面積	×	(1 -)	×	=	

◇ 計画

接道緑化	接道部高木本数	計画	基準	接道部樹木植栽帯距離	計画	基準	接道緑化平均高さ (計算は緑視図のとおり)	計画	基準					
	緑化面積	計画(全体)			基準			芝・地被類植栽面積 ()						
		樹木植栽面積			芝・地被類植栽面積			()						

◇ 樹木本数基準と計画(集合住宅、商業・業務、その他の施設 基準1と基準2の両方を満たすこと)

			高木		中木		低木					
			必要本数		必要本数		必要本数					
(1) 基準1 最低必要樹木本数	代替	中木に換算したい高木本数 /最大本	換算後必要本数	代替	低木に換算したい中木本数 /最大本	換算後必要本数	代替	換算後必要本数				
計画			計画			計画						
(2) 基準2 樹木緑被面積(全体) 密植を満たす樹木本数と配置			樹木緑被 35%以上		基準		計画 ()					
植栽ます毎の確認 樹木緑被 35%以上		植栽地 A	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 B	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 C				
植栽地 D	樹木面積 樹木緑被率	植栽地 E	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 F	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 G				
植栽地 H	樹木面積 樹木緑被率	植栽地 I	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 J	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 K				
植栽地 L	樹木面積 樹木緑被率	植栽地 M	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 N	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 O				
植栽地 P	樹木面積 樹木緑被率	植栽地 Q	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 R	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 S				
植栽地 T	樹木面積 樹木緑被率	植栽地 U	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 V	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 W				
植栽地 X	樹木面積 樹木緑被率	植栽地 Y	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 Z	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 a				
植栽地 b	樹木面積 樹木緑被率	植栽地 c	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 d	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 e				
植栽地 f	樹木面積 樹木緑被率	植栽地 g	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 h	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 i				
植栽地 j	樹木面積 樹木緑被率	植栽地 k	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 l	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 m				
植栽地 n	樹木面積 樹木緑被率	植栽地 o	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 p	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 q				
植栽地 r	樹木面積 樹木緑被率	植栽地 s	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 t	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 u				
植栽地 v	樹木面積 樹木緑被率	植栽地 w	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 x	樹木面積 樹木緑被率		植栽地 y				
植栽地 z	樹木面積 樹木緑被率											

緑化に関する計画表（樹木一覧）

緑被面積合計：

	高中低木	樹種	植栽時高さ(m)	植栽時葉張り(m)	本数	緑被面積	備考(凡例等)
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							
植栽地							

(第2号様式 第6条関係)

流山市グリーンチェーン認定適合通知書

年 月 日

申請者 様

流山市長 井崎 義治

年 月 日付で流山市グリーンチェーン認定申請のあった下記について、申請内容を審査したところ認定基準に適合していることを通知します。

なお、認定書については、検査完了後に交付します。

記

1 適合通知番号 (元号頭文字) 第 号 (用途)

2 概要

申請場所	流山市		
敷地面積	m ²	緑化面積	m ²
認定基準年度		認定レベル	

3 その他

申請者は、新たに土地所有者等に所有権等を譲渡した場合には、当該グリーンチェーン認定にかかる事項の承継をお願いします。

(第3号様式 第7条関係)

意見集約書

1 申請者住所

2 氏名

3 申請場所

4 敷地面積

5 施設概要

6 認定レベル

関係部課	意見書
環境政策課	
都市計画課	
宅地課	
建築住宅課	
まちづくり推進課	
予防課	
消防防災課	

(第4号様式 第8条関係)

協議結果報告書

年 月 日

(宛先) 流山市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付で回答のあった流山市グリーンチェーン認定に係る意見について、協議が調ったので、別紙のとおり報告します。

協議結果報告書

- 1 申請者住所
- 2 申請者氏名
- 3 申請場所
- 4 敷地面積
- 5 施設概要
- 6 認定レベル

関係課	意見	協議結果	担当者
環境政策課			
都市計画課			
宅地課			
建築住宅課			
まちづくり 推進課			
予防課			
消防防災課			

流山市グリーンチェーン認定申請変更届

年 月 日

(宛先) 流山市長

申請者

住所

氏名

印

(電話番号)

流山市グリーンチェーン認定実施要項第10条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

適合通知番号	(元号頭文字) 第 号 (用途)
該当場所	流山市
変更の内容	
変更の理由	

(担当者連絡先記入欄)※会社名・担当者名・電話番号を記入すること。

(第6号様式 第10条関係)

流山市グリーンチェーン認定申請取下げ申請書

年 月 日

(宛先) 流山市長

申請者

住所

氏名

印

(電話番号)

流山市グリーンチェーン認定実施要項第10条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

適合通知番号	(元号頭文字) 第 号 (用途)
該当場所	流山市
取下げの理由	

(担当者連絡先記入欄)※会社名・担当者名・電話番号を記入すること。

(第7号様式 第11条関係)

流山市グリーンチェーン認定完了検査願

年 月 日

(宛先) 流山市長

申請者

申請者 住 所

(電話番号)

流山市グリーンチェーン認定実施要項第11条の規定により、
完了検査をお願いします。

記

申請年月日	年	月	日
申請場所	流山市		
適合通知年月日	年	月	日
適合通知番号	(元号頭文字)	第	号(用途)

(担当者連絡先記入欄)※会社名・担当者名・電話番号を記入すること。

(第8号様式 第13条関係)

流山市グリーンチェーン認定書

年 月 日

申請者 様

流山市長 井崎 義治

下記の物件については、流山市グリーンチェーン認定基準に定める評価レベルを満たしていることを認定します。

記

1 認定番号 用途 第 号

2 概要

申請場所	流山市		
敷地面積	m ²	緑化面積	m ²
認定基準年度		認定レベル	



※☆の数は認定レベルによる

流山市グリーンチェーン認定申請取消申請書

年 月 日

(宛先) 流山市長

申請者

住所

氏名

印

(電話番号)

流山市グリーンチェーン認定実施要項第16条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

認定番号	用途 第 号
該当場所	流山市
取消申請の理由	

※添付書類

- (1) 流山市グリーンチェーン認定適合通知書
- (2) 流山市グリーンチェーン認定書
- (3) 流山市グリーンチェーン認定シール
- (4) その他認定を証する書類

(担当者連絡先記入欄)※会社名・担当者名・電話番号を記入すること。

(第10号様式 第16条関係)

流山市グリーンチェーン認定取消通知書

年 月 日

申請者 様

流山市長 井崎 義治

流山市グリーンチェーン認定実施要項第16条3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

認定番号	用途 第 号
該当場所	流山市
認定取消の理由	

※下記の書類については、速やかに返却すること。

- (1) 流山市グリーンチェーン認定適合通知書
- (2) 流山市グリーンチェーン認定書
- (3) 流山市グリーンチェーン認定シール
- (4) その他認定を証する書類